

## 〔趣旨〕

本条は、商標権又は専用使用権についての特許法の準用である。詳しくは特許法の該当条文の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、一〇五条の二（損害計算のための鑑定）、一〇五条の三（相当な損害額の認定）が新たに準用され、また、平成一六年の一部改正において、特許法一〇四条の三（特許権者等の権利行使の制限）の規定を新たに準用することにより、侵害訴訟において当該商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、商標権に基づく差止請求権・損害賠償請求権等の行使は許されない旨を明らかにした。一〇五条の四（秘密保持命令）、一〇五条の五（秘密保持命令の取消し）及び一〇五条の六（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）についても準用することとした。

## 第三節 登 録 料

## （登録料）

**第四〇条** 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項「一商標一出願」の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。（改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平八法律六八、平一一法律四一、平二〇法律一六）

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。（改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、

昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平八法律六八、平二〇法律一六)

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。(改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一二法律二二〇、平一五法律四七)

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

6 第一項又は第二項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は、登録料について定めたものであり、特許法一〇七条の「趣旨」参照(なお、登録料は、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年及び平成五年の各種手数料等の改定に伴う改正によりそれぞれ引き上げられてきたが、平成二〇年には引下げを行った)。

一項は、商標権の設定の際の登録料について規定している。平成八年の一部改正において一出願多区分制を導入したことに伴いこの登録料も区分ごとに徴収することとしたため、商標権の設定の際の登録料は、三万七千六百円に区分

(指定商品又は指定役務が属する六条二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。)の数を乗じて得た額である。

二項は、商標権の存続期間の更新登録の際の登録料について規定している。これについても、前項の場合と同様に区分毎に徴取することとしたため、商標権の存続期間の更新登録の際の登録料は、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額であることとしている。

〔参 考〕

〈登録料を区分数ごととした理由〉平成八年の一部改正において、登録料を単純に区分数ごととしたのは、商標権を複数の区分にわたって登録する場合に、改正前は、区分ごとに別出願とされており登録料についても当然に区分数に比例した料金が必要であったのであるから、一出願多区分制の導入後も区分数に比例した料金を徴取することとしても、登録を受ける者の料金負担が増加することはないという理由によるものである。むしろ一出願多区分制によって納付手続等が簡素化されることから、登録を受ける者の実質的な負担は軽減されている。

(登録料の納付期限)

**第四条** 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前項に規定する期間を延長することができる。(改正、平八法律六八)

3 前条第二項の規定による登録料は、更新登録の申請と同時に納付しなければならない。(本項追加、平八法律六八)

〔旧法との関係〕 施規一三条、施規一六条において特施規七四条二項の規定を準用

〔趣旨〕

本条は、設定及び更新の登録の際の登録料の納付期限について定めている。

平成八年の一部改正において、更新登録出願制度を廃止し更新登録申請制度に移行したことに伴い（一九条の〔趣旨〕参照）、更新登録出願に基づく更新登録料の納付期限を定めていた旧二項を削除し、二項には、納付期間の延長について規定する旧三項を旧二項削除に伴う所要の修正を加えた上で繰り上げ、また、三項において、存続期間の更新登録料の納付は更新登録の申請と同時にに行わなければならないことを新たに規定し、更新登録の申請だけでは更新登録は認められないことを明らかにしている。

なお、商標法には特許法における発明の奨励というような見地はないので、登録料の減免又は猶予の制度はない。

（登録料の分割納付）

第四条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項「登録料」の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。（改正、平二〇法律一六）

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を

- 乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。(改正、平二〇法律一六)
- 3 商標権者は、第一項又は前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。
- 4 前項の規定により登録料を追納することができる期間内に、第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべきであった登録料及び第四十三条第三項〔割増登録料〕の割増登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日にさかのぼって消滅したものとみなす。
- 5 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。(改正、平一〇法律五一、平一五法律四七)
- 6 前条第二項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。  
(本条追加、平八法律六八)

## 〔趣 旨〕

本条は、平成八年の一部改正により新設されたものであり、設定登録料及び更新登録料をそれぞれ二回に分割して納付することができる旨を規定したものである。改正前の登録料納付制度の下では、商標登録の際の登録料は、すべて一年分一括払いとなっていたため、期間途中で商標の使用意思が失われても進んでこれを放棄する誘因が働きにくい状況にあった。この点、登録料を前半、後半に分けて支払うことができる分割納付制度を選択肢として一括払いの他に導

入すれば、短ライフサイクル製品に使用する商標や一つの商品のために考えられた多数出願・登録された商標の案のうち結果的に採択されなかった商標等、使用見込みのない商標については、後半分の登録料納付を契機として、商標権維持の要否をチェックする誘因を商標権者に与えることができ、商標権者にとっても、短ライフサイクル商品に係る商標等については、従来より低廉な料金で登録ができることになる。こうした考えから、設定登録料及び更新登録料の納付について、登録時には前半五年分の料金を納付し、五年満了時点までに後半分の商標登録の継続の必要性を判断した上で料金納付ができる分割納付制度を導入することとしたのである。

この分割納付制度の導入により、商標権者は、企業の名称（ハウスマーク）等のように当初から一〇年間を通じて登録を希望するような場合には四〇条の規定に従って一〇年分一括納付を、短ライフサイクル商品に係る商標等については本条に従って分割納付制度を、それぞれ選択するということが可能となる。本制度を利用した場合における前半・後半の二回分の合計額は、一括納付した場合に比べると割高となっているが、これは五年間の金利や二回に分けて登録料が納付されることによる登録原簿を管理する事務コスト等の事情を勘案したものである。また、分割納付制度は四〇条一項及び二項において規定する設定登録料及び更新登録料の一括納付に対する選択肢として位置付けられるもの（すなわち、料金の納付方法を多様化しただけのもの）であり、たとえ、分割納付制度を利用した場合でも、制度上は商標権の存続期間自体は一〇年であることに変わりがなく、権利期間自体は短縮されるものではない。

一項は、商標権の設定の際の登録料を分割して納付する場合の規定である。後段は、納付期限について定めており、前半分の納付は一括払いと同じ期限であるが、後半分の納付は存続期間の中間点（五年満了時点）までを期限とした。後半分について納付の始期を定めなかった理由は、納付の時期を早い段階から弾力的に認めることで商標権者の便宜に供することとしたものである。

二項は、更新の登録料を分割して納付する場合の規定である。

一項及び二項における分割納付の場合も、区分単位で料金を納付することについては、一括納付の場合と同じである。ちなみに、一出願（又は登録）多区分に係る登録料を納付する場合、ある区分は一括納付とし、ある区分は分割納付とするということはできない。「一件ごとに、…を納付」と規定されていることから明らかである。もし、これを望むのであれば、事前に出願（又は登録）の分割をする必要がある。なお、平成二〇年の一部改正において、分割納付制度利用促進の観点から、分割納付額の重点的な引下げを行った。

三項は、後半分の登録料の納付が、納付期限を経過した後の取扱いについて規定したものである。すなわち、更新登録料の納付について追納を認めたと同様、後半分の登録料の納付を怠った場合に直ちにその商標権が消滅するものとするは酷であるので、相当額の割増料金を徴収することによって商標権の存続を容認しようとするものである。本項は、工業所有権の保護に関するパリ条約五条の二(1)の「工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも六箇月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。」との規定とも整合するものである。

四項は、前項に規定する六月の期間内に後半分の登録料に併せて割増登録料を納付しないときは、その商標権は当初の納付期限が経過する時にさかのぼって消滅したものとみなす旨の規定である。すなわち、商標権は、一項又は二項に規定する納付期限内に後半分の登録料を納付しないときは一応消滅し追納を待つて回復するのではなく、納付期限後六ヶ月間は追納の有無にかかわらず商標権は存在し、六月以内に追納がない場合に当初の納付期限（すなわち、商標権の存続期間の満了前五年の日）に遡って消滅したものとみなすのである。この取扱いの特許法一一二条四項の規定と同趣旨である。

五項は、国に属する商標権は登録料が不要である旨の規定等を分割納付制度においてもそれぞれ準用したものである。

なお、平成一五年の一部改正において、四〇条六項が同条五項に移動したことに伴う形式的な改正を行った。

六項は、前条二項（設定の登録の際に登録料の納付期限を請求により延長することができる）の規定を、分割納付を用いて設定登録料の前半分を納付する際の納付期限の延長にも準用したものである。

〔参 考〕

1 へ前半分と後半分の登録料を同額とした理由 へ不使用商標対策として分割納付制度の利用率を高めるためには、前半分を安くするというのも一方策ではあるが、前半分と後半分の登録料が異なっていると、一〇年ごとに更新された場合、結果的に高い料金と安い料金が交互に適用されるということにもなって、料金体系が不自然になるといった問題点もあり、今回導入した分割納付制度においては、一〇年の商標権の存続期間を料金の支払期間としては五年ずつ半分に区切り、登録料も同額とすることで、分かりやすく利用しやすい制度にすることとしたものである。

2 へ分割納付による後半分の登録料の納付に「本人の責めによらない理由」に基づく六月の猶予期間を設けていない理由 へ分割納付制度は短ライフサイクル製品等に付す商標を登録する者を想定して、選択肢として認める料金支払方法であるところ、同制度を利用する者は、とりあえず五年間登録が維持されれば十分であるとの見通しを持っている者であると考えられる。もちろん、後半分の登録料を納付することにより、さらに後半の五年分も商標登録を維持することができるが、この納付は前半五年間のいつでもできることとしており、さらに五年の期間満了時までには納付されなかった者に対しても六月の追納期間を設けているところであって、自らの選択により分割納付を選んだ商標権者が選択を変更する期間としては十分なものであると考えられる。したがって、さらに不責事由に基づく権利の回復のための六月の猶予期間まで認める必要はないと判断したものである。

3 へ防護標章登録に基づく権利の登録料については分割納付制度を採用しない理由 へ防護標章は、著名商標の禁止的効果为非類似商品に及ぶ範囲を明らかにし、著名商標をフリーライドから保護しようとするためのものであることから

ら、その権利の性格上、一〇年の存続期間の途中で権利の維持を見直すという必要性はないと考えられるので、防護標章登録に基づく権利の登録料については分割納付制度を採用しないこととした。

(利害関係人による登録料の納付)

第四一条の三 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料（更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く。）を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

（本条追加、平八法律六八）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、利害関係人（専用使用権者、通常使用権者、質権者等）による登録料の納付について規定したものであり、平成八年の一部改正前の旧四三条で準用していた特許法一一〇条と同趣旨の規定である。

一項は、更新登録の申請と同時に納付すべき登録料以外の登録料については、利害関係人が納付できる旨を規定したものである。更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（すなわち、一括納付又は分割納付前半分の更新登録料）については、平成八年の一部改正において更新登録の手続が商標権者の意図のみをもって行われ登録料の納付を同時に行わなければならない「申請」としたことから、利害関係人による納付を考慮する余地はないのである。更新登録の申請と同時に納付すべき登録料以外の登録料については、その納付が可能となる時から納付期限に至る間に一定の期間が設けられ

ていること等により利害関係人の納付を認める実益がある。

二項は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求できる旨を規定したものである。

(既納の登録料の返還)

第四二条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 第四十一条の二第一項又は第二項「登録料の分割納付」の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の三第二項「決定」の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。) (改正、平八法律六八)

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号の登録料については第四十三条の三第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。(改正、平八法律六八)

〔旧法との関係〕 二四条において特許法六九条の規定を準用

〔趣旨〕

本条は、既納の登録料の返還について規定したものである。平成八年の一部改正前の旧四二条では過誤納の登録料のみを返還の対象としていたが、同改正において分割納付制度を導入したことに伴い、一定の条件の下で分割納付の後半分の登録料も返還の対象に加えた。

一項は、既納付の所定の登録料は納付した者の請求をまっして返還する旨を規定したものである。二号のカッコ書きに

おける「登録異議の申立てに係る商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合」については、どちらの場合も商標権は初めから存在しなかったことになる。取消決定や無効審決が確定したのが商標権の存続期間の満了前五年までの間で、分割納付制度を選択して前半分のみならず後半分の登録料を既に納付している場合には、五年目以降の権利が存在しないにもかかわらず後半分の登録料を返還しないのは商標権者に酷であるとの考えから規定したものである。しかし、取消し又は無効になるまでの間は商標権者は一応有効なものとして独占排他権を行使し、それに基づく利益も享受してきた場合も少なくないという理由から、前半分の登録料は返還しないこととした。なお、異議申立てによる取消決定や無効審決の確定以外の事由、例えば放棄、取消審決の確定等により商標権が消滅した場合には、自らの意思又は行為に基づいて権利を消滅せしめるものであるか、又は考え方においてこれと同視できるものである。これらの場合については全て返還しないこととした。

二項は、返還の請求についての除外期間を規定したものである。前項一号の場合の除外期間を二号の場合の除外期間よりも長くしたのは、一号（過誤納）の場合は納付をした者自身も返還請求できることに気づかない場合が多いからである。特許法（一一二条二項）、実用新案法（三四条二項）、意匠法（四五条で特許法一一二条二項を準用）についても、同様の規定振りとなっている。なお、本条の規定により登録料の返還を請求するには手数料を必要としない。

（割増登録料）

**第四三条** 第二十条第三項「存続期間の更新登録」又は第二十一条第一項「商標権の回復」の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項「登録料」の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

2 第四十一条の二第二項「登録料の分割納付」の場合においては、前項に規定する者は、同条第二項の規定により

更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。  
 3 第四十一条の二第三項の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

4 前三項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。  
 ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

本条は、平成八年の一部改正において、更新出願制度を廃止し更新申請制度を導入したこと、及び登録料の分割納付制度を導入したことに伴って新設した割増登録料についての規定である（なお、同改正前は、利害関係人による納付に関する特許法の準用規定であった）。

一項は、二〇条三項（更新申請期間経過後六月以内の申請）の規定により更新申請する場合、又は二一条一項（不責事由により更新申請ができず商標権が失効した場合における商標権の回復のための申請）の規定により更新申請する場合には、登録料及びそれと同額の割増登録料を納付しなければならない旨を規定したものである。

二項は、更新登録料を分割して納付する方法を利用する場合において、二〇条三項又は二一条一項の規定に基づく申請をするときは、分割納付の前半分の登録料及びそれと同額の割増登録料を納付すべき旨を規定したものである。

三項は、登録料を分割して納付する場合に、後半分を所定の期間内に納付できず、その期間経過後六月以内に追納す

るときは、設定又は更新についてのそれぞれの登録料及びそれと同額の割増登録料を納付すべき旨を規定したものである。

四項は、割増登録料の納付についても、登録料の場合（四〇条）と同様に、特許印紙のほか現金による納付を可能としたものである。